



【戦後80年】

# 夏の平和啓発事業

特に記載がない場合は、市役所の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

平和首長会議東京都  
多摩地域平和ネットワーク  
多摩地域平和ユース生決定

多摩地域平和ユース生とは、羽村市が加盟している「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク」が、戦後80年事業として行う「多摩地域平和ユース研修事業」の参加者です。



▲野崎 三桜さん

ほかの自治体から集まったユース生と一緒に、事前研修・広島派遣・事後研修を行い、2月に開かれる平和サミットで政策提言を行います。

羽村市代表 野崎 三桜さん  
問合せ 総務課総務係☎ 347



## 青梅・羽村ピースメッセンジャーを派遣



▲今回派遣されるピースメッセンジャーの皆さん

市では「ピースメッセンジャー」を青梅市と共催で広島に派遣し、平和啓発のための人材育成を行っています。今回ピースメッセンジャーは、7月31日～8月2日に広島市を訪問し、戦争体験者や現地の中学生・高校生との交流などを行います。今後は、戦争の悲しさや平和の大切さを伝える役割を担っていきます。

8月17日(日)には、プリモホールゆとろぎで派遣報告会を行います。ぜひお越しください。※詳しくは、市公式サイトを確認するか、お問い合わせください。



問合せ 総務課総務係☎ 333

## 平和への願いを込めて... はむら千羽鶴プロジェクト

市民の皆さんの願いがこもった折り鶴で千羽鶴を作り、広島市に届けるプロジェクトです。市内の小・中学校の皆さんにも協力していただきました。



(写真は富士見小学校の皆さん)



▲完成した千羽鶴。ピースメッセンジャーが広島市に届けます。

▲ほかにもたくさんの方に協力していただきました。千羽鶴プロジェクトの様子は、市公式サイト「デジタル平和資料館」などに今後、掲載する予定です。



# 羽村市富士見霊園墓地の使用者を募集します

問合せ 生活環境課☎ 204

### 申込みのしおり配布

配布期間 8月1日(金)～9月5日(金)  
配布場所 市役所2階生活環境課  
※土曜開庁日(8月9日(土)・23日(土))は市役所1階課税課前相談スペースで配布

### 申込み・決定方法など

申込み 8月8日(金)～9月5日(金)の午前9時～午後5時(午前11時45分～午後1時を除く)に「申込みのしおり」に添付の申込書に必要事項を記入し、直接生活環境課へ  
※土曜開庁日(8月9日(土)・23日(土))は、午前9時～

正午に、市役所1階課税課前相談スペースへ  
※電話・郵送などでの申込みはできません。  
※申込時に資格要件を確認します。  
※1世帯につき1人1か所のみ申し込みができます。  
決定方法 9月9日(火)午前10時から、市役所2階204会議室で公開抽選(当選後、書類審査があります)

## ●今回募集する墓地

申込区分		募集数	墓地使用料	年間管理料
区画墓地	1.0㎡	3区画	172,000円	1,020円
	1.5㎡	5区画	258,000円	1,530円
	3.0㎡	15区画	516,000円	3,060円
	4.5㎡	3区画	774,000円	3,210円
合葬式墓地	納骨壇	1体用	52基	140,000円
		2体用	21基	280,000円

※区画墓地では、墓石のデザインは自由ですが、墓碑の高さ(2m以内)などの制限があります。また、毎年、年間管理料がかかります。  
※合葬式墓地(合葬室)は、通年で募集を行っています。  
※墓地使用料は、使用許可時に一度だけ支払っていただきます。

## ●申込資格

申込者が次のすべてに該当する場合に申し込むことができます。

居住要件	申込者本人が令和4年4月1日以前から墓地使用許可日まで、継続して羽村市に住民票があり居住していること
遺骨の要件	現に納骨すべき申込遺骨を所持しており、墓地がなくまだ一度も納骨したことがないこと(改葬した遺骨や分骨した遺骨は対象外) ※【納骨壇】2体用は、遺骨1体と申込者本人の生前葬として申込可能
申込遺骨の祭祀の主宰者※	・申込者本人であるか、申込者あるいは申込遺骨との続柄が次の「申込者と申込遺骨の続柄」に該当する方で、区画墓地は墓地の承継ができる方であること ・合葬式墓地は申込遺骨の祭祀を承継する方がいない、またはいなくなる見込みであること
申込者と申込遺骨の続柄	申込者と申込遺骨の続柄が次のいずれかに該当していること ※申込者のうち区画墓地を使用する方は、次の①～④のいずれかに該当する場合に限る。 ①配偶者(夫または妻) ②直系血族の祖父・父母・子・孫 ③養父母・養子 ④事実婚関係にある方、「東京都パートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ関係にある方 ⑤兄弟姉妹およびその配偶者、伯父・叔父・伯母・叔母およびその配偶者、従兄弟、従姉妹 ⑥次に掲げる続柄(申込者の配偶者が死亡している場合は、姻族関係を継続している場合に限る) (i) 配偶者の祖父母、父母(養父母を含む)、子(養子を含む)または孫 (ii) 配偶者の兄弟姉妹、伯父・叔父・伯母・叔母(その配偶者を含む) (iii) 配偶者の従兄弟または従姉妹
その他	・使用許可日は令和7年12月1日(月) ・区画墓地は、使用許可日から6か月以内に墓石等埋蔵施設を設置し納骨できること ・合葬式墓地は、使用許可日から6か月以内に納骨できること ・各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと

※「祭祀の主宰者」とは  
死亡者の親族の合意のもとに、葬儀の喪主または法事の施主を務めるなど、現在、申込遺骨を守り、かつ、将来にわたって遺骨および墓所を守り、管理していく立場にある方

二次元コードのついてる記事は、その二次元コードをスマートフォンなどで読み取る、市公式サイトなどで詳しい内容を確認したり、そのまま申込みを進めたりすることができます。